

平成28年第4回上三川町議会臨時会会議録

平成28年8月2日（火）

上 三 川 町 議 会

平成28年8月2日（火）

1 日 目

（議案上程、質疑・討論・採決）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

平成28年8月2日

町議会臨時会会議録

平成28年8月2日第4回上三川町議会臨時会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記(総務係長) 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
健康課長	梅沢 正春		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第43号 工事請負契約の締結について(上三川町デジタル移動系防災行政無

線整備工事)

日程第4 議案第44号 平成28年度上三川町一般会計補正予算(第2号)

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

平成28年第4回上三川町議会臨時会がここに開催される運びとなりました。議員各位におかれましては、慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましても、ご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成28年第4回上三川町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可いたします。

ただいま出席している議員は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、8番・稲川 洋君、9番・石崎幸寛君を指名いたします。

○議長【津野田重一君】 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 平成28年第4回上三川町議会臨時会会期報告をいたします。

本日招集されました平成28年第4回町議会臨時会の運営について議長から諮問され、議会運営委員会を開き協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本臨時会に執行部から付議された案件は、お手元に配付のとおり、議案2件であります。したがって、委員会への付託は行わないものとし、会期は本日1日といたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第3、議案第43号「工事請負契約の締結について（上三川町デジタル移動系防災行政無線整備工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第43号の「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町内にデジタル移動系防災行政無線を整備するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約にあたりますので上程するものであります。

契約の内容は、契約金額9,666万円で、契約の相手方は宇都宮電子株式会社であります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 質問なのですけれども、これ、耐用年数はどのぐらいを見ているのでしょうか。今までの、この前の説明ですと30年ということを行っています、ですからどのぐらいもつのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 耐用数年ということですが、現在、使用していますアナログ系の無線のほう昭和56年設置で30年以上経過しておりまして、機器の故障、また保守部品がもう既になくなってきているという状況での更新でございます。新しい機器について、大変申しわけありませんが、私のほうで何年ということまで断言できないのですが、前回の機器の経過から言えば30年程度はもつと考えております。ただ、何分、最近のデジタル機器につきましては保守部品の保管の期間が短くなってきているということがございますので、ある程度、年数がたちますと故障の修理が大変しにくくなるということもございます。そういうこともございますので、機器が何年まで使えるということと、実際の業務で支障があるかどうかということは別問題になりますので、現時点では30年ほどを見込んでいるということで答弁とさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 先ほども聞いたのですが、今現在、消防署に広域消防と同等な消防の無線がついているということなんです。それにこの無線をつけると1台の消防車に2台の無線がついているということになるかと思うんです。これが13の固定と13の消防車につくということなのですが、防災というのは、どれまでが防災で、どれが、火災かというのは、火災も防災も私の感覚では同じではないかというもののなのです。お聞きしますが、それが先ほどの答弁だと、総務課長は、使うところの趣旨が違うので、無線の周波数も違うので、それは別個でもって置いてはならないのだというような答弁をしました。それでは、上三川にあるこの防災無線が使えなかったときに消防無線でもって言うてもらうというようなこともあり得るということが想定されます。この本局がやられてしまった、役場が被害に遭ったということならば、それが伝わらなくなるということになりますよね。なりませんか、まず1つで

す。

そうすると、それが、消防署にあったところから発信すれば、それも両方の無線に入るということになれば、縦割り行政ではありませんから、町民を守るため、安全・安心の町上三川とうたっているわけですから、なぜ1局増やして消防本部に置くことが可能ではないのかということなのです。

あなたが言うように、何年もつのかというのは契約年数によって、大体このぐらいだということはもちろんと契約内容にないんですか。部品がなくなるとか、なくならないというのは、それはこれから出てくることです。それが、部品が、どこが壊れるかなんて誰も想定できるものではないのだから、この機種を入れると大体どのぐらいまではもちますよ、どのぐらいまでは部品の供給がありますよということをお聞きしないで、ただ契約してしまうんですか、これが2つ目です。

余計なことを一生懸命に説明すると、説明された私たちのほうがわからなくなるから、簡単明瞭に説明していただけますか。これが3つ目です。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、消防署の無線と町の無線でございますが、石橋消防組合という町とは別団体でございますので、その無線の配置につきまして、町が要望は出せても命令は出せないということはご了解いただきたいと思っております。結果としまして、石橋消防組合の無線は役場庁舎にはございますが、消防団の消防車には現在、搭載してございません。ですから、各消防団の消防車に連絡がつくように今回、町のほうで整備したものでございます。

耐用年数につきましては、大変申しわけありませんが、私はまだ契約書の中身を確認してございません。大変失礼します。保守部品云々等については、私は一般論として、デジタル機器につきましては保守期間が短くなっているということをお知らせしたままで、現時点でどこが壊れる云々の話はできないものですから、現在の想定としては30年を見込んであるということでございます。

3点目は.....。

○議長【津野田重一君】 3点目は結構です。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私はこの質問に入る前に消防団の元団長から、消防本部との連絡がつくものは消防車についているというふうに聞いていますが、あなたの答弁では、消防団のほうから来ている無線はないという報告でよろしいのでしょうか、まず1つ目です。

それから、私たちはここで一般論を論議しているわけではないのです。今度つけるこのデジタルがどのぐらいもつのかということをお聞きしているのだと思うんです、同僚議員は。私もこれと同じように、デジタル化が短くなってくるというあなたの主観をお聞きしているわけではないのです。ですから、どのぐらいの契約があって、どうするんだというものをお聞きしない、見ない、読まないで答弁しているほうがおかしいでしょう？ 見てきていないので済みませんでしたというのではなく、見てきてからこの私たちの質問に答えるべきですよ。見ていないから答えられないというのは失礼ではないですか。今ここではそのことを論議するんですよ、違いますか。あなたの一般論をお聞きするのに、この議会へ来ているわけではないんです。この機械が何年もつのかということをお聞きしているわけですよ。町民の負託を受けている私たちは、今度入れる機械は25年もつんだよとか、20年ぐらいは十分だよということが知りたいことなんです。それで9,000万円のお金がかかる、6,000万円のお金がかかる、公平であったか、公平

ではないか、そんなことは別問題です。そういうことを論議するのではないのでしょうか。だから、消防署には無線はないんですね、どうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 無線の関係につきましては大変申しわけありません。私が確認したいと思います。

次に、何年もつかという話でございますが、私ども、契約関係の部署としましては30年を見込んでいます。ただし、現在の状況としてデジタル機器の保守期間は短くなっているというお話を、したまわでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第43号「工事請負契約の締結について（上三川町デジタル移動系防災行政無線整備工事）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第4、議案第44号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第44号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入につきましては、収入額の確定見込みのため、歳出につきましては、緊急を要する事業に対応するために編成したものであります。

まず、歳入につきまして、町税では、法人町民税の確定申告があったことによる減額補正を、国庫支出金では、防災行政無線の整備に係る補助申請の不採択による減額補正を、繰入金では、財政調整基金繰入金の増額補正を、町債では、防災行政無線の整備に係る消防債の増額補正をするものであります。歳出につきまして、総務費では、法人町民税の確定申告に伴う還付金及び還付加算金の増額補正を、衛生費では、妊婦健康診査に係る交付金を増額補正いたします。さらに、防災行政無線の整備に係る地方債の補正をするものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額に5億4,792万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を110億2,062万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 それでは、議案第44号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、1項町民税、2目法人5億4,000万円の減でございますが、本町内の大企業の確定申告により法人税割が減となったものでございます。理由につきましては、この後の歳出における予定納税に対する還付と同じでございますので、詳細は歳出のほうでご説明いたします。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金5,913万5,000円、こちらの減額につきましては、防災無線整備事業に係る国の補助金が不採択となったため減額補正を行うものでございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金10億7,755万5,000円。これにつきましては、今回の法人町民税の減額補正の対応、並びに、歳出のほうで後ほど説明になりますが、法人町民税の還付金等、これらに充当するため基金から繰り入れを行うということでございます。

第20款、第1項町債、2目消防債、補正額6,950万円。これにつきましては、防災無線整備事業において補助金が不採択となったことに伴いまして、財源の一部を国庫補助金から町債に組みかえる内容でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 続きまして、歳出のほうをご説明いたします。

12、13ページをお開き願います。第2款2項1目税務総務費、23節償還金、利子及び割引料5億4,763万7,000円のうち、諸税還付金5億4,104万6,000円でございますが、本町内の大企業の予定納税が還付になるものでございます。当企業は27年3月期決算、事業年度では26年度でございますが、法人町民税の法人税割が納付となりました。法人税の納付額が20万円を超えた場合、次の事業年度では予定申告をし、納付しなければならないことになっております。法人町民税の予定納税額は前年度の2分の1とされておりますが、27年11月末にその納付がございました。しかし、本決算、28年3月期におきまして確定申告による納付額が0となるため均等割額を除いて全額還付となるものでございます。この申告税額が0になる理由でございますが、企業活動の国際化によりまして、各国では課税問題を解決するため、租税条約により相互協議を行っております。租税条約によりまして二重課税を防止するために、外国で課税された税金は日本では控除される外国税額控除制度がございます。この外国税額控除額が日本での算出税額を上回ったため0となったものでございます。

次に、還付加算金659万1,000円でございますが、予定納税も地方税法の規定により還付するものとされております。加算金の率は、国税に準じまして特例基準割合1.8%で、納付の日の翌日から支払いの日までで算出しております。

還付の手続きは確定申告がされてからということになっております。確定申告の期限でございますが、事業終了から2カ月となっており、さらに連結法人が期限の延長をしている場合は、そこから2カ月となります。つまり、3月末から4カ月後の期限で7月末となり、ことしは7月末が日曜日であることから8月1日となっております。この議会終了後、直ちに還付の手続きをしまいたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、同じページの2段目をごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費の補正額28万3,000円の増額は、19節負担金、補助及び交付金のうち償還払いにより支払われる妊婦健康診査の助成に係る交付金が当初見込みを大きく上回り、今後の支出に支障を来すことが見込まれるため増額補正を行うものでございます。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、5目災害対策費。財源の内訳の変更でございます。先ほど説明したとおり、国庫補助が昨年度の税込の関係で戻ったため、その分を地方債で充てまして、一般財源等を減らすものでございます。金額につきましては、国庫補助5,913万5,000円の減、起債が6,950万円、一般財源が1,036万5,000円の補正でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 それでは、ページのほうをお戻りいただいて、6ページをお開き願いたいと思います。

第2表地方債補正でございます。先ほど歳入のほうでご説明しましたとおり、消防防災施設等整備事業において、地方債の限度額を6,130万円から1億3,080万円に補正するものでございます。

以上で平成28年度上三川町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 1つ目は、今の最後の消防費の6,130万円はわかるのですが、この補正後の限度額がこの金額になるのは、何が入ると限度額がこれだけになるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 これは、町債の補正でございます。当初、今回の補正の前までの地方債の限度額が6,130万円ございました。このたび、補正6,950万円の補正をさせていただくことで上程しております。これを合わせますと1億3,080万円ということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかにありませんか。9番、石崎幸寛君。

○9番【石崎幸寛君】 今のことなのですけれども、国庫補助金が不採択になった理由は、不交付団体になったのでということなののでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 今年度、法人税の減税ということがございましたが、昨年度につきましては13億円等の法人税がございまして、今年度当初において不交付団体ということで、補助事業につきましては、当然財政力の悪いところが優先されるということで、うちのほうは不採択という形でございます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第44号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 以上で本臨時会の案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時会では、工事請負契約の締結、一般会計補正予算を上程いたしましたところ、原案どおり可決いただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様には、今後とも、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして閉会の挨拶と

いたします。本日はまことにありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成28年第4回上三川町議会臨時会が本日開催され、提出されました案件を審議いただき、ここに閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、平成28年第4回上三川町議会臨時会を閉会いたします。まことにご苦労さまでした。

午前10時30分 閉会

この会議録は事務局長石戸 実の記載したものであるが、その内容正確であることを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

上三川町議会議長

上三川町議会議員

上三川町議会議員